

議案第九九号

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額

金五百五十万円也

一 起債目的

義務教育施設整備事業費に充当するため

(三朝中学校屋内運動場建設事業費)

一 利率

年利割以内

一 借入先

大蔵省資金運用部

一 借入時期

昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を

翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

一償還財源

但し財政の都合により、繰上償還をし、又は償還年
限を短縮し、若しくは低利債に借換えることができる。

一税収その他一般収入

昭和三十一年十月三十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀雄

